

教育研究審議会議事録

開催日時 及び場所	令和7年2月20日(木) 午後2時00分から午後3時37分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施	
出欠状況	出席:25名 欠席:1名	出席:今井議長、賀川委員、富沢委員、酒井敏委員、渡邊委員、 小林委員、長澤委員、花岡委員、酒井公夫委員、 石川委員、伊吹委員、剣持委員、六井委員、山下委員、 眞鍋委員、三浦委員、澤田委員、篁委員、林委員、 轟木委員、鈴木委員、影島委員、細川委員、仲井委員、 藤森委員 欠席:竹下委員
<p>1 審議事項</p> <p>(1) 第4期中期計画(案)</p> <p>(2) 静岡県立大学学則の一部改正</p> <p>① 全学共通科目</p> <p>② 国際関係学部</p> <p>(3) 静岡県立大学大学院学則の一部改正(国際関係学研究科)</p> <p>(4) 文部科学省「令和7年度大学・高専機能強化支援事業」への応募</p> <p>(5) 内部質保証体制の見直しに係る規程等の制定及び改廃</p> <p>(6) 研究不正防止対策の強化</p> <p>(7) 「RA(リサーチ・アシスタント)制度」導入</p> <p>(8) 静岡県立大学研究倫理審査委員会規程に基づく学識経験者委員の委嘱</p> <p>(9) 客員教授の称号付与の推薦(グローバル地域センター6件)</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 令和7年度 大学運営会議及び教育研究審議会日程(案)</p> <p>3 学部・研究科等における取組報告について</p> <p>① グローバル地域センター</p> <p>② 「ふじのくに」みらい共育センター</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 学外委員からの意見</p>		

・前回議事録(案)の確認

令和7年1月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

1 審議事項

(1) 第4期中期計画(案)(説明者:賀川委員)

中期計画策定の前段とした第4期中期目標の策定に当たり、静岡県知事(以下、「県知事」という。)からの指示内容に反映するための本法人が目指す方向性の案について、令和6年9月19日の教育研究審議会で審議した。その後、本法人からの方向性の内容を踏まえた第4期中期目標の指示を受け、第4期中期計画(案)を策定した。

本計画は、令和7年3月の県知事の認可に向け、教育研究審議会で審議した後、2月26日の経営審議会、役員会での審議を経て、2月末までに県に認可申請を行う。

第4期中期計画(案)の概要資料には、前文の概要及び県知事からの指示事項である重点目標を踏まえた重点方針を記載した。

第4期中期計画の本冊について、前文は、県知事からの指示があった重点目標を

受け、本法人の現状分析や今後の目指す方向性を記載した。また、県知事からの重点目標を踏まえた全学的な重点方針を6つ設定した。なお、1つ目の国際社会で活躍する多様なスキルや視野を持つ人材の育成については、先日の中期・年度計画推進委員会での国際性に関する意見を反映した内容とした。

指標や計画は重点方針を踏まえ、例えば、大項目、第2に大学の教育研究等に関する目標を達成するための措置、中項目、1に教育に関する目標を達成するための措置、小項目、(1)に教育の質保証のように階層的な取組項目を記載し、取組計画の達成度を測る評価指標を設定した。本法人では、計画43項目、評価指標51指標の構成とした。

なお、先日の中期・年度計画推進委員会で議論した評価指標6 TOEIC L&R IPテストは、当初は学部ごとでの評価としていたが、全学における評価に変更した。

次に、特に目標の高い、達成が難しい4つの指標は、達成した際により高い評価を受けられるよう、挑戦的な数値の「困難指標」として県に提出する。

1つ目は、第2-1(4)入学者の受入れに関する評価指標9 学部、全選抜の志願倍率についてである。

2つ目は、同評価指標10-1 大学院入学定員充足率についてである。

3つ目は、第2-1(6)学生への支援に関する評価指標16-1及び16-2 就職率、大学、大学院及び短期大学部についてである。

4つ目は、第2-2(3)研究基盤の強化に関する評価指標21-1 外部資金獲得の取組金額についてである。

その他、別表には令和7年度から12年度までの学部等の収容定員を記載し、資料3は、県知事からの指示である第4期中期目標と第4期中期計画(案)を記載した目標と計画の対比表、資料4は、評価指標内容の目標値(案)に関して、計画ナンバー、計画指標ナンバー、評価指標の内容、目標値、目標値の考え方/参考値、継続・新規の別、定量指標化・定性指標化の別、成果指標化・活動指標化の別をまとめた表を掲載した。

なお、本日審議する第4期中期計画(案)は、本法人の内部委員から成る中期・年度計画推進委員会の意見を踏まえたものである。

審議事項(1)について提案のとおり承認された。

(2) 静岡県立大学学則の一部改正

① 全学共通科目(説明者:賀川委員)

改正概要は、静岡県立大学学則別表I並びに別表II(1)薬学部(薬科学科)及び(薬学科)について、全学共通科目2科目を新設し、既存4科目を廃止するものである。

具体的には、3点の改正がある。

1点目は、「情報検索実習」2単位について、数理・データサイエンス・AI教育プログラムの全学共通科目開講や学部における情報系科目の必修化などに伴い、当該科目の内容が一部重複するため廃止する。

2点目は、「地域づくりの理論」2単位及び「地域づくりの方法」2単位を担当する教員が退職したことに伴い、当該2科目を廃止し、新科目「静岡ゲームチャリティー実践」2単位を新設する。なお、全学共通科目の中の地域について学ぶ科目を「しずおか学」と位置付けており、新設科目は、フィールドワークなどを通じ、静岡の地域について学ぶこととする。

3点目は、「ふじのくに学(富士山)」2単位について、ふじのくに地域・大学コンソーシアムからの提供科目であるが、担当教員の変更に伴い、当該科目を廃止し、

従来の科目と混同することのないよう、内容や科目名称を変更した「ふじのくに学（富士山学概論）」2単位を新設する。

附則は、施行日を令和7年4月1日とし、新設科目2科目は、新入生だけでなく、在學生も履修、単位取得できるよう定める。

<意見>

・新設科目「静岡ゲームチャリティー実践」の授業内容について、簡単に説明をお願いします。（学外委員）

<回答>

・シラバスの授業概要に記載のとおり、チャリティーイベントの企画としてミニゲームを作成し、イベント開催時での募金を財源として購入したおもちゃ等を静岡県立こども病院に寄付する科目としており、実際に静岡県立こども病院を訪問するなどのフィールドワークも含んでいる。（説明者）

<意見>

・本科目を担当する教員は、どのような研究をされているのか。（学外委員）

<回答>

・教育工学を専門としており、その中でも特にゲームに関心を持ち、ゲームを教育工学の中で活かすという研究をしている。（委員）

<意見>

・科目名称だけを見ると、貴学においては違和感があったが、授業概要を確認し、そのような科目があっても良いと思った。（学外委員）

審議事項（2）①について提案のとおり承認された。

② 国際関係学部（説明者：澤田委員）

本学部のカリキュラム・ポリシーに対応するため、一部授業科目の名称変更、科目廃止及び新設を行う。また、数理・データサイエンス・AI教育プログラムが設置され、各学部でリテラシーレベルのコンピュータ実習科目を必修化することになったため、当該授業科目を選択科目から必修科目に変更する。

改正内容について、5点の改正がある。

1点目は、科目名称の変更。本学部では、ミクロ経済学、マクロ経済学、経済学入門という経済学の入門科目3科目があり、内容が重複することもあり、経済学入門の授業科目について、よりカリキュラム・ポリシーに適合する科目に再構築できるよう検討し、課題発見、解決型人材を育成する、体系的かつ人事的なカリキュラムに編成することとした。現科目と比較し、より政策的、実践的、応用的な性格の授業内容を学生に提供し、カリキュラム・ポリシーに適合させるべく、一部授業科目の名称変更として、国際関係学科 専門教育科目 ブリッジ科目の「経済学入門A、B」を「経済政策入門A、B」に変更する。

2点目は、科目名称の変更及び科目廃止。国際言語文化学科の比較文化専門プログラムにおいて、「英米の社会と文化ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB、ⅢA、ⅢB」の科目があるが、「文化」という言葉は様々な分野を包摂しており、講義内容が分かりにくい名称となっているため、「英米の社会と文化ⅠA、ⅠB」を「英米の社会と言語A、B」に変更し、「英米の社会と文化ⅡA、ⅡB」を「英米の社会と思想A、B」に変更する。また、以上の変更に伴い「英米の社会と文化ⅢA、ⅢB」を廃止する。

3点目は、科目の新設。国際言語文化学科において、全世界の歴史を重層的な繋がりのあるものとして学ぶ授業を行うべく、「グローバル史A、B」の科目を新設する。

4点目は、科目区分の変更。国際関係学科及び国際言語文化学科の双方において、

全学的な数理・データサイエンス・AI 教育プログラムが設置され、各学部でリテラシーレベルのコンピュータ実習科目を必修科目にするという一環のため、「コンピュータ・リテラシー」という選択科目を必修科目とする。

5点目は、科目の追加。国際言語文化学科において、手薄であった言語への視座を比較文化プログラムに組み込むことを目的に、現在専門教育科目のグローバル・コミュニケーションプログラムとして開講している「比較言語論 A、B」を比較文化プログラムの授業科目にも追加し、グローバル・コミュニケーションプログラムのみの言語論ではなく、比較文化プログラムの中でも言語を学べるよう変更する。

施行日等は、附則に記載のとおりである。

<意見>

・国際関係学科 専門教育科目 ブリッジ科目における「経済学入門 A、B」を「経済政策入門 A、B」に変更する点について、新旧対照表上ではミクロ経済学は残ることが確認できるが、マクロ経済学は省略となっているが、「マクロ経済学 A、B」と「ミクロ経済学 A、B」はブリッジ科目として残り、従来の「経済学入門 A、B」を「経済政策入門 A、B」に変更するという理解で良いか。(委員)

<回答>

・従来は、入門的性格を持つ6科目の内容が相互に重なる点があったため、ミクロ経済学及びマクロ経済学に当たる4科目は残す。学生は、当該4科目を経済学の入門として学び、その後は、政策的でより実践的、応用的な性格を持つ経済政策入門を学べるよう変更するものである。(説明者)

審議事項(2)②について提案のとおり承認された。

(3) 静岡県立大学大学院学則の一部改正(国際関係学研究科)(説明者:澤田委員)

本研究科は、令和3年に学則に関わる研究分野名を改正し、以降は、研究分野名、専攻名、カリキュラム体系を点検することで、令和4年にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを改正した。

カリキュラムについては随時見直しを行っており、授業科目の名称変更及び廃止が必要になったため、3点について改正を行う。

1点目は、国際関係学専攻において、令和3年に研究分野名を「国際政治・経済研究分野」から「国際政治・開発研究分野」に改正したが、国際政治・開発研究分野の授業科目名称について、「国際経済学研究ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB」という「経済学」の名称のままとなっていたため、より開発、政策、実践を中心とした内容に改めるべく、「国際経済政策研究ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB」に変更する。

2点目は、比較文化専攻において、6つの研究分野のうちの1つの日本文化研究分野である、文学、思想、言語という領域を学生が集中的に学べるカリキュラム編成方針に基づき点検したところ、二国間関係史である日中関係史研究が外れていることが明確になった。経緯を調査したところ、当該関連科目を担当していた教員が平成29年3月31日に定年退職しており、以降は学生の履修もないことかつ日本文化研究分野のカリキュラムは、当該研究分野に属する学生の履修指導を担当教員が丁寧に行っており、専門科目「日中関係史研究 A、B」の廃止は問題がないものと判断したため改正する。

3点目は、令和6年度入学生から国際関係学専攻に共通科目を設けたが、履修方法の記載では専門科目のみの記載とされていたため、共通科目・専門科目という記載に改正する。

施行日等は、附則に記載のとおりである。

審議事項（3）について提案のとおり承認された。

（4）文部科学省「令和7年度大学・高専機能強化支援事業」への応募

（説明者：伊吹委員）

本学部は、「食と健康」をキーワードに教育研究を推進してきたが、近年の新しい食の課題について積極的に受け止めた上で、培ってきた「食と健康」に関する教育、研究の上に課題を乗せ、ソフト・ハード両面で機能強化を図るべく、文部科学省の大学・高専機能強化支援事業に応募する。

背景・課題に記載のとおり、「食」の取り巻く状態は大きく変化しており、「食」は、地球温暖化が深刻化する中、脱炭素化や環境負荷軽減などに大きく寄与するものと考えられている。また、DXに向けた取組が加速的に進展しており、データサイエンスなどの知識を兼ね備え、食の政策、立案、実行できる人材育成も求められている。その他、管理栄養士は単に栄養指導のみに対応するだけでなく、例えば、世界（国）により作る食物は異なり、作る食物により環境負荷も変化することが現在は考えられているため、そのような点を考慮した栄養指導が必要になることから、本学における大学機能強化を図りたいと考えている。

本事業は、フェーズ1からフェーズ3まであり、フェーズ1では、学部等新設に関わる調査、認可申請などの費用に関する支援、フェーズ2では、学部等新設、改編に関する支援、フェーズ3では、実装に係る支援とされている。

本件において、県の支援や大学の支援が必要になるため、本事業への申請に当たっては、大学事務局や静岡県大学課と調整を行い、申請することへの許可が得られたため、今月末までに本事業への応募手続きを行う。

審議事項（4）について提案のとおり承認された。

（5）内部質保証体制の見直しに係る規程等の制定及び改廃（説明者：賀川委員）

令和6年3月に受領した大学基準協会の認証評価結果において、改善課題となった内部質保証体制のあり方について対応するため、法人質保証委員会の体制を整備し、関連規程等の制定及び改廃を行う。

改善課題について、1点目は、部局の改善に向けた取組に対し、大学質保証委員会から支援する方法が確立されていないとの指摘があった。

2点目は、中期・年度計画推進委員会を中心とした改善サイクルとの連携が不明確であるため、大学に適した内部質保証体制のあり方を検討し、大学全体のPDCAサイクルを明らかにして、教育研究の充実につなげるように改善が求められるとの指摘があった。

2点の指摘事項に対応するべく、現行の「教育研究組織将来計画委員会」、「中期・年度計画推進委員会」、「法人質保証委員会」の3つの委員会について、新体制案として2つの委員会に再編する。具体的には、「中期・年度計画推進委員会」で所掌してきた中期計画の作成及び変更に関する内容は、「将来構想委員会」で所掌し、中期計画の自己点検及び評価に関する内容は、「法人質保証委員会」で所掌する。

従来は、「中期・年度計画推進委員会」の所掌事務を推進するべく、委員会に作業部会を設けていたが、この作業部会の役割を担う組織を各部局の質保証委員会とする。また、現行は「大学質保証委員会」及び「短期大学部質保証委員会」の2つの質保証委員会で対応していたが、短期大学部の質保証委員会を各部局の質保証委員会に含め、「法人質保証委員会」として一本化する。

以上の対応により、大学基準協会から指摘された内容について、1点目の法人あ

るいは大学の質保証委員会が各部局の質保証委員会を支援する体制の整備、2点目のPDCAサイクルのC（チェック）に該当する自己点検評価及びA（アクション）に該当する改善方策の検討については、中期計画に関する事項と外部評価に関する事項の両方を「法人質保証委員会」で所掌することで、PDCAサイクルを適切に回すことの改善（対応）が可能となる。

規程等の整備に当たり、1つ目は、「静岡県立大学教育研究組織将来計画委員会規程」を廃止し、新たに「静岡県立大学法人将来構想委員会規程」を制定する。

2つ目は、「静岡県立大学内部質保証規程」及び「静岡県立大学短期大学部内部質保証規程」を廃止し、新たに「静岡県立大学法人内部質保証規程」を制定する。

3つ目は、「静岡県立大学法人中期・年度計画推進委員会規程」及び「静岡県立大学質保証委員会細則」を廃止し、現在の「静岡県立大学法人質保証委員会規程」を改正する。

改正案は、以上の制定又は改正する3つの規程の比較表に示す。

審議事項（5）について提案のとおり承認された。

（6）研究不正防止対策の強化（説明者：賀川委員）

近年は、国により研究インテグリティの重要性について強く求められており、本学としても適宜対応を見直し、時代に即した対応をとることで、社会的信頼を損なうことがないように、大学としての適切な管理、研究不正防止対策の強化を図りたいと考えている。

（説明者：藤村教育研究推進部長）

不正事案は文部科学省で公表され、各大学等ではそれに対する再発防止策を示すことが通例であるが、本学においてもそれらを基に対策を検討し、研究不正防止対策強化（案）のとおり、以下の3点について義務化する。

1点目は、不正防止セミナーの開催について、毎年全教員及び大学院生の受講を義務づける。本件について、事務局では受講管理を行うこととする。

2点目は、年度はじめ（年1回）に、全教職員から研究インテグリティ確認のための誓約書の提出を求め、誓約書の裏面には論文投稿前確認事項を追加する。

3点目は、剽窃チェッカー「iThenticate（アイセンティケイト）」を導入し、論文投稿前のチェックを全教員に対して義務づける。本ソフトは、メーカー推計上で大学教員の約6割が使用しているものであり、国内大学でもインパクトの高い、被引用論文数上位とされる国立大学等が導入しているものである。また、公立大学においても十数大学が導入、JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）とも提携しているなど、実績は十分であり、信頼度は高いものと考え、選定した。本学の調べによる他の剽窃チェッカー利用価格は、1人当たり年4千円から4万円程度と幅広いが、法人契約とすることで、契約額も抑えられると考えている。本ソフト活用により、論文の剽窃、盗用等を未然に防ぐことを目的とし、来年度から導入する。

今後の本学における研究不正防止対策の強化として、現在の研究不正防止規程を改正し、研究公正規程とする整備を検討している。内容は、現行の研究不正防止規程に研究公正委員会の常設及び今年度制定した研究管理ポリシーにおける、研究データの管理及びマネジメントを超えた内容とする規程改正を検討している。改正に当たっては、他大学の状況及び規程のたたき台に関する各学部長又は研究科長からの意見を踏まえ、内容を固め、3月の教育研究審議会で改正案について審議をお願いする。意見聴取に当たっての依頼は、地域・産学連携推進室から依頼するため、協力をお願いする。

<意見>

- ・ 規程整備に当たり、たたき台を示しているが、意見の提出期限はあるか。(議長)

<回答>

- ・ 本会議終了後、提出期限を記載した依頼を速やかに送付するため、確認の上対応をお願いします。(説明者)

<補足説明>

- ・ 3月の教育研究審議会での規程改正に向け、たたき台について補足説明する。

たたき台の中には、第26条に「研究不正が認定されなかった場合の対応措置」が示されているが、その内容において、他大学では、悪意による通報に対する措置として、研究不正が認められなかった場合、当該通報者が通報者に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的、悪意によるものであると認められるときは、大学が通報者に対し、民事又は刑事上の法的措置をとることができると明記しており、悪意による研究妨害を牽制する内容を含んでいるが、本学にそれが無い状況である。以上のように、他大学の規程を含め、学部・研究科においては十分に議論いただきたいと思う。(議長)

審議事項(6)について提案のとおり承認された。

(7) 「RA(リサーチ・アシスタント)制度」導入(説明者:影島委員)

RA(リサーチ・アシスタント)制度の導入に当たり、令和6年12月19日の教育研究審議会において概要を説明した。

会議後は、事務局案をベースに各研究科で条件等を検討いただき、本日は、各研究科における検討結果を踏まえた規程案を作成したため、制度概要、規程の事務局案について説明する。

(説明者:藤村教育研究推進部長)

規程概要について、RAの財源は、競争的資金等の外部資金を活用して採用でき、本方針は国の方針にも合致しており、競争的資金、共同研究、県等からの補助金などが想定される。また、本学の配分間接経費(内部資金)についても対象とするが、その他の内部資金は、当面の間対象外とする。

条件について、博士後期課程のある研究科に限るが、時給単価は、各研究科からの回答のとおりとし、従事時間及び限度は、週20時間、年間17週までとする。

規程案は、条件等の回答が各研究科とも同内容であり、12月に示した事務局からのたたき台に各研究科からの条件を踏まえた形の「静岡県立大学リサーチ・アシスタント制度実施規程」とする。

本制度導入により、博士課程の学生における生活費支援、研究の推進に繋がればと考えている。

審議事項(7)について提案のとおり承認された。

(8) 静岡県立大学研究倫理審査委員会規程に基づく学識経験者委員の委嘱

(説明者:小林委員)

静岡県立大学研究倫理審査委員会規程第2条第1項第6号の規定に基づく学識経験者として委員を選任し、学長が委嘱する。

本件は、現委員の任期満了に伴い選任するものであるが、現委員を再任することとし、任期は、2025年4月1日から2027年3月31日までの2年間とする。

審議事項(8)について提案のとおり承認された。

(9) 客員教授の称号付与の推薦（グローバル地域センター6件）

（説明者：濱下グローバル地域センター長）

グローバル地域センターにおける客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（9）について提案のとおり承認された。

2 その他事項

(1) 令和7年度 大学運営会議及び教育研究審議会日程（案）

（説明者：大島経営戦略部長）

令和7年度の大学運営会議及び教育研究審議会の開催日程について、原則は今年度と同様とする。大学運営会議は、第2木曜日午後2時から開催し、教育研究審議会は、第4木曜日午後2時から開催する。

なお、原則と異なる開催については、変更内容及び別紙参考資料に記載のとおりである。

3 学部・研究科等における取組報告について

① グローバル地域センター（説明者：濱下グローバル地域センター長）

グローバル地域センターは、「アジア・太平洋部門」、「危機管理部門」、「自然災害研究部門」の3部門についての研究を行うとともに、教育分野にも積極的に携わっている。

「アジア・太平洋部門」は、アジア諸国との人的交流を深め、国内外との共同研究の幅を拡げ、地域政治、経済、文化の特質、国家間関係の調査研究を行っている。

2018年度から継続している「21世紀アジアのグローバル・ネットワーク構築と静岡県の新たな役割」をテーマとした調査研究は、今年度から第3期として、東アジア、北東アジアの港湾都市ネットワーク海洋静岡を多様な視野で眺める世代間ネットワーク、静岡とアジア地域ネットワークの継承と次世代育成を主なテーマとして研究を進めている。

また、以前から交流研究会や報告書の共同執筆等で交流してきた台湾の中央研究院、台湾市研究所と10月に交流協定を締結するなど、国際交流を視野に入れた研究活動を行っている。

その他、資産バブルとバブル崩壊に関する日中比較研究、中国国際情勢に関する対談動画のYouTube配信、静岡県対外技術研修員受入事業の協力、中国商人国際貿易圏経済合作研究院からの研修生の受入れ、指導なども行っている。

「危機管理部門」は、世界一安全な「ふじのくに」の実現に向け、静岡県の危機管理体制の整備・改善に関する調査研究、提言、検証を行っている。

静岡県の危機管理部との定例協議や県防災訓練への視察などを行い、随時静岡県の危機管理体制の整備・改善に向けた助言・提言を行っている。

また、平成25年より継続開催しているジャーナリズム公開講座は、毎回県内外から多くの参加があり、今年度はオンライン配信に加え、会場開催でも実施している。予定している全13回のうち、1月までの計11回の累計参加者は1,847名である。

「自然災害研究部門」は、富士山及び南アルプス駿河湾に至る自然すべてを対象とした、地震、津波、火山、風水害などの地球規模で発生する様々な自然災害に関する調査を行っている。

火山の活動監視研究、地震等の突発的現象の予測研究、先端的な地震活動解析による地殻活動研究、津波予測及び駿河湾での海洋研究、富士山南アルプスでの地球規模での環境研究などを進めており、例えば、南海トラフのスロースリップイベント

の水位を監視する技術開発、津波について、津波電離圏ホール検知から行う早期津波予測技術、開発火山は、富士山の噴火予測のための地磁気観測と山頂観測技術の実証実験など、静岡県に關係する自然災害研究を多岐にわたり行っている。

また、防災 SDGs に関する啓発活動、教育活動について、東日本大震災を経験した語り目の自然災害及び防災について考える防災講座の開催や地元コミュニティ FM での防災番組レギュラーの担当、高校での講演及び授業など、研究成果の情報発信や防災の普及、啓発を積極的に行っている。

その他、3月には静岡県と友好の深いモンゴル国との持続可能な交流と次世代育成をテーマとした SDGs 経験交流、シンポジウムを開催する。本シンポジウムは、モンゴルから招聘した講師から、モンゴル人が考える SDGs 講演や本学でのモンゴル国との交流を行う看護学部教員、学生、県内自治体及び民間企業で働くモンゴルの方が参加するパネルディスカッションの実施など、産官学を交えた友好交流シンポジウムという位置づけとしている。

グローバル地域センターでは、調査研究に加え、研究成果の社会還元、提言活動に意欲的に取り組んでいる。

②「ふじのくに」みらい共育センター（説明者：東野「ふじのくに」みらい共育センター長）

「ふじのくに」みらい共育センターは、令和元年度からふじのくに発イノベーション推進機構における地域貢献活動事業の実施機関として位置づけられ、文理融合、研究・共育を推進してきた。

本年度の取組について、1番目は、全学共通科目のしずおか科目群について、年々履修者は増加傾向にあり、令和6年度は2,399名の履修者であった。科目数は、現在32科目51単位である。また、令和4年度からは、静岡県からの委託事業である静岡県フーズ・ヘルスケアプロジェクト推進事業の一環である、社会人向けの「健康イノベーション教育プログラム」をベースとした健康食、ヘルスケア分野の人材を育成する「健康イノベーション教育プログラム」を同時開講している。

2番目は、フェローの称号について、地域人材育成の一環とした学生対象の「静岡県立大学コミュニティフェロー」の称号を毎年付与している。令和5年度は、133名を本フェローとして認定し、累計で848名となった。また、当該年度は5名に対して特別表彰を授与する。本年度の申請状況について69名からの申請があり、特別表彰は6名の申請があった。また、本学における健康長寿や地域に関わる共育、演習活動に貢献した社会人を対象とした「健康長寿フェロー」及び「地域みらいづくりフェロー」の称号付与も行っており、令和5年度は、「健康長寿フェロー」10名、「地域みらいづくりフェロー」1名を認定し、累計では「健康長寿フェロー」50名、「地域みらいづくりフェロー」40名となった。今年度も、「健康長寿フェロー」1名、「地域みらいづくりフェロー」5名の申請があった。

3番目は、研究分野における取組について、本学の内部資金を活用した地域課題解決に向けた地域志向研究を推進しており、令和6年度は、学内の地域振興研究7課題を採択した。その他、静岡市5市2町による静岡中部中枢都市地域課題研究事業3課題、藤枝市の地域政策研究創造事業3課題、ふじのくに地域・大学コンソーシアムのゼミ・研究室等地域貢献推進事業5課題が採択されており、地域志向研究のほか、以上の計11課題についても、令和7年3月4日の学生による地域課題研究成果発表会にて報告いただく。

4番目は、地域貢献分野における取組について、COCセンターの取組の1点目は、平成28年度から静岡市健康文化交流館「来・て・こ」との共催による看護学部発展看護実習の一環として、高齢者を対象とした健康講座の企画運営に学生が取り組んでいる。2点目は、「健康の見える化」事業における地域住民を中心としたSNS活用

による情報共有の仕組みを作り、みなくるでのイベント情報を配信するなど、学びの機会を広く提供している。3点目は、連携包括協定先の静岡信用金庫と連携し、「健康な食事・食環境（スマート・ミール）」認証制度の普及啓発活動に取り組み、令和6年度は、3事業者のスマート・ミール認証を支援した。

CCRC 事業では、静岡市地域福祉共生センター「みなくる」における取組について、第1に、本学経営情報学部の上野教授の協力の下、投資・会計を中心としたリカレント教育（Webセミナー）を開講するなど、学術的に質の高いセミナーを地域に提供した。第2に、学びと交流の場の提供として、シニア世代の社会参画のきっかけを目的とした、① 健康講座「声から元気に！」「背筋を伸ばして！」という健康講座を定期的に「みなくる」で開催している。また、未就園児の子育て世代の母親を中心に、社会の繋がり等を形成することを目的とした、② みなくるカフェ「子育て仲間のおしゃべり広場」を開催し、居場所づくりの提供に努めている。その他、③ お茶棒クラブというボランティア活動として、病院にお茶の葉を入れた握り袋を寄付する取組を本年度から本格的に開始し、地域の高齢者を中心に月1回の社会参画の場を提供している。第3に、毎年11月23日に地域における健康リテラシーの向上を目指した、住民の「参加して楽しむ健康フェスタ」を開催しており、本年度は、薬学部、看護学部、食品栄養科学部の学生が本イベントに参加し、地域における実践活動を学び、体験する機会を得た。第4に、茶学総合研究センターとの連携活動として、静岡の特産であるお茶に関する知識や情報を紹介する冊子「お茶と暦」を毎月発行し、市内の施設館内に配架している。

5番目は、令和7年度に実施する取組について、「静岡県フーズ・ヘルスケアプロジェクト推進事業」が「静岡ウェルネスイノベーション教育プログラム」となるため、引き続き本事業に参画する。また、事務局一体化の取組として、COCセンター事務局の体制整備を行う。

4 その他

(1) 学外委員からの意見

① 花岡委員

第4期中期計画（案）について、大変苦勞されたと思うが、第3期中期計画から内容もブラッシュアップされ、大変結構だと思う。

② 酒井公夫委員

中期計画策定に当たっては、大変な作業であったと思う。世の中の変化は非常に激しく、中期計画と現実が乖離してしまうケースは多いため、民間企業においても年度計画で修正し、企業としてどのようにして生き残っていくかを日々悩んでいる。

別件として、外部の仕事において、警察関係の仕事を依頼されることが多いが、そのうちの1つ「交通安全協会会長」を務めているため、その中で有益になる情報を紹介する。

交通安全協会は、一般的に免許更新の際に加入依頼を受けることが大半だと思うが、加入した場合は、次回の免許更新案内や交通安全に関するパンフレットが届く。また、各警察署には交通指導員がいるが、警察署員ではなく全て交通安全協会の職員である。

また、昨年の静岡県における交通事故のデータがまとまったため、実態について報告する。直近5、6年は交通事故件数、交通事故負傷者、交通事故死亡者の3点について減少していたが、昨年は、交通事故死亡者が対前年比で増加した。

当該実態からの分析結果について2点報告する。

1点目は、夜間歩行者の交通事故における死亡者が全88人のうち26人である。

その中の問題点は、夜間歩行者の死亡事故において、反射材を身に付けていた方が1人のみであったということである。残りの25人について、反射材を身に付けていた場合に生存できたかという点と違う論点になると思うが、運転手の視界に入るよう、自分の身は自分で守ることが大事であるため、夜歩く方は反射材を身に付けていただきたい。反射材は、量販店やコンビニ等でも売っており、警察でも提供いただけると思うため、是非意識していただければと思う。

2点目は、車を運転する立場として、歩行者の横断に対しての事故を起こすケースが多いのはどのような場面かと言うと、右側からの歩行者に対する事故が圧倒的に多いということである。警察の分析においては2つ理由があり、1つ目は、運転手の目線が中央から左側の歩行者に集中するケースが多いということである。2つ目は、運転の際に目の前の車に対してはケアをするが、その先の右側にいる歩行者への注意は怠りがちであるという結果が出ているため、運転する際は、以上の点について十分に注意していただきたいと思う。

<意見>

- ・大変有用な御指摘に感謝申し上げます。(議長)

担当：経営財務室 市野 雄基